

# 愛知県後期高齢者医療広域連合はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の 施術に係る療養費の代理受領の取扱い等に関する事務取扱要領について

## 1 制定の趣旨

はり・きゅう及びあん摩・マッサージに係る療養費の過大受給防止のため、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の代理受領の取扱い等に関する事務取扱要領」を制定し、代理受領の届出から療養費の支給までの経過の適正化を図るものである。

## 2 主な規定内容

### (1) 代理受領の届出

○代理受領の登録を行う施術師に対し、施術師、施術所、法人又は団体等に係る事項について、それを証する書類を添付した上で、広域連合に届出することを義務付け

### (2) 支給申請

広域連合独自の療養費支給申請書様式を定めるとともに、以下の点の義務付けを明記。

○被保険者名の被保険者自身による署名（正当な理由なく本人の署名がなされていない場合は返戻）

○初療時における、広域連合から被保険者への支給申請内容の確認

○往療に係る算定距離、往療先住所又は施設名称の明示

○施術師、施術所及び代理受領者（以下「代理受領者等」という。）による施術録等の整備及び5年間の保管

### (3) 支給申請内容の調査等

○被保険者及び代理受領者等への調査の実施

○愛知県、県鍼灸マッサージ師会及び施術同意をした医師等への、調査協力要請

### (4) 代理受領者等への改善要請及び行政処分

#### 【過失による不適正な支給申請の場合】

○改善誓約書の提出

○過去1年間の支給申請分を対象とした自主点検及び返還申出を基とした返還金の請求

#### 【故意又は重過失による不正な支給申請の場合】

○5年間の代理受領の取扱い中止

○代理受領者への返還金の請求

## 3 施行日

平成29年4月1日